

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		公益事業者に対する共同溝の占用の許可
根拠条例・規則名		共同溝の整備等に関する特別措置法
条 項		第 1 2 条第 1 項
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ審査基準を設定することが困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		